

滋賀県後期高齢者医療広域連合求職者等に対するセクシュアル・ハラスメント防止指針

令和8年9月
(令和8年10月1日適用)
滋賀県後期高齢者医療広域連合

1. 目的

滋賀県後期高齢者医療広域連合(以下、「広域連合」という)は、求職者等が性的な言動を受けることにより尊厳を傷つけられ、求職活動等の継続や能力発揮に重大な悪影響を及ぼすことを防止するため、本指針を定めるものとする。

2. 用語の説明

(1)「求職者等」

求職者(広域連合の求人に応募する者)に加え、求職者以外の者であって、

- ・ 事業主の実施する労働者の採用に資する活動に参加する者や、
- ・ 教育実習、看護実習その他の実習を受ける者

をいう。

なお、授業の一環としての社会科見学や企業を招いた講演会等の専ら教育を目的として行われるものに参加する者は含まれない。

(2)「求職活動等」

求職者等が行う求職活動や職業の選択に資する活動をいう。

(求職活動等の例)

- ・ 広域連合の採用面接への参加
- ・ 広域連合の雇用する労働者への訪問

なお、SNS等のオンラインを介したものやオンライン上で行われるものも含まれる。また、事業主が雇用する労働者が通常就業している場所で行われるものに限らない。

3. 求職活動等におけるセクシュアル・ハラスメントの内容

求職活動等において行われる求職者等の意に反する性的な言動により求職者等の求職活動等が阻害され、能力の発揮に重大な悪影響が生じる等当該求職者等が求職活動等を行う上で看過できない程度の支障が生じるものをいう。

具体的には以下の行為が該当する。(これらの例は、限定列举ではない。)

- ① 少人数の説明会において、労働者が求職者等の腰、胸等に触ったため、当該求職者等が苦痛に感じてその求職活動等の意欲が低下していること。
 - ② 面接中、面接官を務める労働者から性的な事実に関する質問を受け、求職者が苦痛に感じてその求職活動の意欲が低下していること。
 - ③ 求職者等が労働者への訪問を行った際、当該労働者に性的な関係を求められ、当該求職者等が苦痛に感じてその求職活動等の意欲が低下していること。
- なお、求職者等に対するセクシュアル・ハラスメントは、異性に対するものだけではなく、同性に対するものも該当する。
- また、被害を受ける者の性的指向やジェンダーアイデンティティにかかわらず、「性的な言動」であれば、求職者等に対するセクシュアル・ハラスメントに該当する。

4. 相談窓口の設置と対応

相談窓口は、従来から設置しているハラスメント相談窓口とする。

相談を受けた場合は、事案に応じて速やかに事実関係を調査し、被害の拡大防止および適切な措置を講じることとする。

5. 被害者・相談者等の保護

被害者・相談者等のプライバシーは厳重に保護する。

また、当広域連合に対してセクシュアル・ハラスメントの相談を行ったこと、または調査に協力したことを理由に、採用選考において不利益な扱い(不合格にするなど)は行わない。

職員については、当該職員の対応に起因して、職場において不利益を受けることがないようにしなければならない。

6. 行為者(職員)に対する厳正な処置

求職者等に対してセクシュアル・ハラスメントを行った職員(管理職を含むすべて

の者)に対しては、厳正な処分を行う。

また、悪質なケースにおいては、法的措置も考慮する。

7. 研修及び啓発

(1)職員の求職者等に対するセクシャル・ハラスメントへの理解を深め、職員が当該ハラスメントに適切に対応できるよう必要な研修を行うとともに、職員の意識の啓発に努める。

(2)求職者等に対するセクシャル・ハラスメントを防止し、良好な職場環境を確保

するとともに、行政サービスを適正に提供するため、職員に対する当該ハラスメントの防止に関する取組について、行政サービスの利用者等に周知するよう努める。